

高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業補助金交付要綱

令和4年9月30日決裁

改正 令和5年3月24日決裁

改正 令和6年3月27日決裁

改正 令和7年2月13日決裁

改正 令和7年3月21日決裁

改正 令和8年3月24日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、高山市の関係人口の創出と市内の短期的な人手不足の解消を図るため、民間プラットフォームを活用して人材を雇用する事業者に対し、予算の範囲内において高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱に定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 関係人口 高山市の人、自然、文化に関心や愛着を持ち、地域や地域の人々と多様に関わる人をいう。
- (2) 短期人材 飛騨地域（高山市、飛騨市、下呂市及び大野郡白川村）以外に居住し、雇用期間が62日以内の契約で市内事業所で働く人をいう。
- (3) 事業者 市内に事業所、事務所又は営業所（以下「事業所等」という。）を有する個人及び法人で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業を除く。）を行うものをいう。
- (4) 民間プラットフォーム 短期的な人材確保を希望する事業者と、地方で短期的に働くことを希望する人を結ぶサービス又はシステムの提供事業を実施する民間事業者のプラットフォームをいう。ただし、労働者派遣法（昭和60年法律第88号）第2条第3項に規定する労働者派遣事業を行う事業者が運営するものを除く。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、市税を完納している事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、令和4年10月1日から令和9年3月31日までに実施する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業者が民間プラットフォームを利用して短期人材を雇用するものであること。
- (2) 短期人材が民間プラットフォームを利用して自ら働く事業所を選択すること。
- (3) 短期人材を市内事業所で受け入れること。
- (4) 事業者と短期人材が常用雇用の関係にないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(事業計画の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業計画認定申請書（別記様式第1号）により事業実施前に市長に申請しなければならない。

(事業計画の認定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、認定内容及びこれに条件を付して、高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業計画認定通知書（別記様式第2号）により、当該事業計画の認定の申請をした者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は事業計画を変更又は中止しようとするときは、高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業計画変更認定申請書（別記様式第3号）により申請しなければならない。ただし、総事業費の少額の変更など軽微な変更にあつては、この限りでない。

(事業計画の変更等の認定)

第9条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、認定内容及びこれに条件を付して、高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業計画変更認定通知書（別記様式第4号）により認定事業者に通知するものとする。

(交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする認定事業者（以下「申請者」という。）は、事業終了後速やかに、高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業補助金交付申請書（別記様式第5号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用した短期人材の氏名、居住地、雇用期間が確認できる書類
- (2) 雇用した短期人材の実働日数、マッチング費用、事業者が負担した宿泊費用及び宿泊日数がわかる一覧表
- (3) 補助対象経費を明らかにする書類及び支払いを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第11条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により、補助金を交付することが不相当と認めるときは高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第12条 申請者は、前条の規定により交付決定を受けたときは、高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業補助金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、申請者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 市民としてふさわしくない非行等があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行し、改正後の高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業補助金交付要綱の規定（第4条を除く。）は、令和8年4月1日以後に実施する事業について適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	<p>事業者が負担する短期人材の雇用に要する費用のうち、次に掲げる費用。ただし、(2)については事業者自らが所有する宿泊施設、社宅、社員寮等に係る費用は除く。</p> <p>(1) マッチング費用 事業者と短期人材のマッチング成立時に、事業者が民間プラットフォーム運営事業者に支払うマッチング手数料。ただし、短期人材1人につき20日分を限度とする。</p> <p>(2) 宿泊費用</p> <p>ア 宿泊施設を利用する場合 事業者が雇用した短期人材が雇用期間内に利用した市内宿泊施設の宿泊料。ただし、短期人材1人あたり31日以内とし、1日につき8,000円を限度とする。</p> <p>イ 市内の賃貸住宅、借家等を利用する場合 賃貸住宅・借家等の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料及びハウスクリーニング料。ただし、家賃については、短期人材1人当たり31日以内とし、1日につき8,000円を限度とする。</p>
補助金の額	<p>補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、年度内で200千円を限度とし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>